

セグメント情報と過年度遡及修正

1. セグメント情報等の開示に関する会計基準等が取り扱う開示の範囲（平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度）

- セグメント情報等の範囲は、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「セグメント基準」という。）に定められる；
 - セグメント情報 ⇒ 報告セグメント別の利益（又は損失）、資産及び負債等の開示（第 17 項～第 28 項¹）
 - 関連情報（第 29 項）
 - ◇ 製品及びサービスに関する情報 ⇒ 製品・サービス区分別の売上高の開示（第 30 項）
 - ◇ 地域に関する情報 ⇒ 国内・海外別の売上高及び有形固定資産の開示（第 31 項）
 - ◇ 主要な顧客に関する情報 ⇒ 主要な顧客の名称及び売上高等の開示（第 32 項）
 - 固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報（第 33 項）
 - のれんに関する報告セグメント別情報（第 34 項）

2. セグメント情報等の過年度情報への遡及処理の基本的な考え方

- セグメント情報の開示については、セグメント基準によりマネジメント・アプローチに基づき開示されることとなる。当該アプローチは、企業の経営者が、事業セグメントに資源配分をする意思決定を行い、その業績を評価する目的で経営者に報告される金額に基づいて開示が行われる（第 23 項、第 46 項、第 50 項）。したがって、セグメント情報の開示は、セグメント情報の中で完結しているため、基本的には財務諸表本体の過年度への遡及処理とは直接的にはリンクしない（調整によってリンクする：第 25 項）。また、後述するようにセグメント情報については過年度への一定の遡及処理の手続きが既に定められている（次章参照）。
- 関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報とのれんに関する報告セグメント別情報については、測定が GAAP ベースで行われる規定（第 29 項、第 33 項及び第 34 項）となっているため、財務諸表本体の過年度遡及処理との関係が生じ得ることとなる。
- なお、過去の誤謬に関しての遡及処理についてはセグメント基準に定めはないが、基本的な考え方については上述のとおりと考えられる。

¹ 参照基準は、基準名が無いものはセグメント基準。

【まとめ】

遡及処理 発生元事象		財務諸表本体	セグメント情報等		
			セグメント情報	関連情報	減損、のれん
影響対象		会計方針の変更 表示方法の変更 誤謬	報告セグメントの量的な重要性の変化による変更 組織変更等によるセグメントの区分方法の変更 測定方法の変更 (誤謬)		
		財務諸表本体	—	影響を受けない	—
セグメント 情報等	セグメント情報	影響を受けない	—	—	—
	関連情報	影響を受け得る	影響を受け得る	—	—
	減損、のれん	影響を受け得る	影響を受け得る	—	—

3. セグメント情報の遡及処理

- セグメント情報における過年度への遡及処理については、セグメント基準では「報告セグメントの量的な重要性の変化による変更」、「組織変更等によるセグメントの区分方法の変更」及び「測定方法の変更」の3つの場合について定められている。
- 「組織変更等によるセグメントの区分方法の変更」と「測定方法の変更」は会計方針の変更には該当しない（第88項及び第86項）ことから、そもそも遡及処理の要件に該当しない。
- 「報告セグメントの量的な重要性の変化による変更」は表示方法の変更なので、遡及処理の要件には該当する。
- 一方、3つの場合とも以下のように既に遡及処理の手続きが定められている。
 - 報告セグメントの量的な重要性の変化による変更（第16項、第76項参照）；
 - ◇ （必須）報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更した旨及びセグメント情報に与える影響を開示する。
 - ◇ （任意）前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示する。
 - 組織変更等によるセグメントの区分方法の変更（第27項、第28項、第88項参照）；
 - ◇ （P-1）前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示する。

- ◇ （P-2） P-1 が実務上困難な場合、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することも可。
- ◇ （P-3） P-2 の実施も実務上困難な場合、当該開示を行うことが実務上困難な旨及びその理由を記載することで対応可。
- 測定方法の変更（第 24 項、第 86 項参照）；
 - ◇ （必須） 測定方法を変更した理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響（影響額）を開示する。
 - ◇ （推奨） 前年度のセグメント情報を当年度の事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に基づき作り直した情報を開示する。
- 以下、遡及処理の要件に該当する「報告セグメントの量的な重要性の変化による変更」による遡及処理について、現行のセグメント基準で求める以上の対応が必要か否かを検討する。
 - 現行のセグメント基準では遡及処理は任意とされている（「考えられる」とかなり弱いトーン：第 76 項）。一方、IFRS8 号及び SFAS131 号は過度な負担がない限り「前期のセグメント資料を再表示する」と定めている（7-②参照）。この差異については、セグメント基準を定める際には、当該情報は、括りの問題であり情報としてはインパクトが低く、敢えて作成者に負担を負わせ情報提供を行う必要性に乏しいとの議論が行われた結果である。
 - 財務諸表本体の遡及処理との整合性の観点からの当該情報の扱いについては、
 - ①現行のセグメント基準を制定する際と現在とで環境に大きな変化がないこと。
 - ②セグメント情報の開示は基本的にマネジメント・アプローチによって完結しており、その遡及処理についてもその枠の中で既に体系的に出来上がっていること。
 等から、当面、現状のままとすることでどうか。

4. 調整数値の取扱い

- 報告セグメントの量的な重要性の変化による変更が生じた場合であっても、報告セグメントの括りの変更であるので調整数値には影響を与えない。
- ちなみに、「組織変更等によるセグメントの区分方法の変更」についても報告セグメントの括りの変更であるので調整数値には影響を与えない。「測定方法の変更」については、前年度のセグメント情報を当年度の測定方法により作り直した情報を開示することがあり、その場合は前年度の調整数値も合わせて作り直した情報を開示することとなるが、これは解釈上自明であるので、特段の定めは置かれていない。
- 財務諸表本体が遡及処理された場合、報告セグメントとの調整数値は影響を受ける可能性はある。この点は解釈上自明であるので対応は不要と考えられる。

5. 関連情報（製品及びサービスに関する情報、地域に関する情報、主要な顧客に関する情報）の遡及処理

事象	遡及処理要件に該当するか	関連情報の遡及処理		対応
		セグメント情報中の場合	セグメント情報とは別の場合	
報告セグメントの量的な重要性の変化による変更	該当する	第 76 項の規定により前年度まで遡及処理され得る（※1）	独立した情報なので考慮する必要はない	<u>対応は行わない</u>
組織変更等によるセグメントの区分方法の変更	該当しない	第 27 項の規定により前年度まで遡及処理される	独立した情報なので考慮する必要はない	遡及処理要件に該当しないので <u>対応は不要</u>
測定方法の変更	該当しない	関連情報は GAAP ベースなので影響なし	関連情報は GAAP ベースなので影響なし	—
財務諸表本体の遡及処理	該当する	定められていない	定められていない	解釈上自明であり、 <u>対応は不要</u>

※1：報告セグメントの量的な重要性の変化による変更の場合、セグメント情報自体が遡及処理を任意としている中で、関連情報について遡及処理を明示的に求めることはバランスを欠くため、対応は行わないことでどうか。

6. 固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報とのれんに関する報告セグメント別情報

事象	遡及処理要件に該当するか	減損損失・のれんの報告セグメント別情報の遡及処理		対応
		セグメント情報中の場合	セグメント情報とは別の場合	
報告セグメントの量的な重要性の変化による変更	該当する	第 76 項の規定により前年度まで遡及処理され得る（※2）	定められていない（※3）	<u>対応は行わない</u>
組織変更等によるセグメントの区分方法の変更	該当しない	第 27 項の規定により前年度まで遡及処理される	定められていない	遡及処理要件に該当しないので <u>対応は不要</u>
測定方法の変更	該当しない	減損損失・のれんの情報は GAAP ベースなので影響なし	減損損失・のれんの情報は GAAP ベースなので影響なし	—
財務諸表本体の遡及処理	該当する	定められていない	定められていない	解釈上自明であり、 <u>対応は不要</u>

※2：報告セグメントの量的な重要性の変化による変更の場合、セグメント情報自体が遡及処理を任意としている中で、当該情報について明示

的に遡及処理を求めることは、バランスを欠くため、対応は行わないことでどうか。

※3：国際的な会計基準では、当該情報の遡及処理について明示的には定められていないが、報告セグメントの変更によるセグメント情報自体の前年度への遡及処理は強制なので、当該情報も遡及処理されると考えられる（FAS 第 142 号、第 144 号、IAS 第 36 号）。現行のセグメント基準ではこの点はサイレントとなっているが、※2 の場合と同様にセグメント情報自体が遡及処理を任意としている中で、当該情報について明示的に遡及処理を求めることは、バランスを欠くため、対応は行わないことでどうか。（ちなみに、組織変更等によるセグメントの区分方法の変更については、セグメント情報自体の遡及処理が強制なので、国際的な会計基準と同様の考え方に立つことができるものと考えられる。）

7. <<参考>>セグメントの情報開示関係会計基準の遡及関連に関する項目の国際比較

No	セグメント情報等の開示に関する会計基準	IFRS 第 8 号 事業セグメント	SFAS 第 131 号 企業のセグメント及び関連する情報の開示
①	<p>【マネジメント・アプローチ】 (第 23 項) 第 19 項から第 22 項に基づく開示は、事業セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高経営意思決定機関に報告される金額に基づいて行わなければならない。財務諸表の作成にあたって行った修正や相殺消去、又は特定の収益、費用、資産又は負債の配分は、最高経営意思決定機関が使用する事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債の算定に含まれている場合にのみ、報告セグメントの各項目の額に含めることができる。ただし、特定の収益、費用、資産又は負債を各事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債に配分する場合には、企業は、合理的な基準に従って配分しなければならない。</p> <p>(第 46 項) 国際的な会計基準におけるマネジメント・アプローチの特徴は次の点にある。</p>	<p>【マネジメント・アプローチ】 (第 25 項) 報告される各セグメント項目の金額は、セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高経営意思決定者に報告される測定値でなければならない。企業の財務諸表の作成に当たって行った修正及び相殺消去額、並びに収益、費用及び利得又は損失の配分額は、最高経営意思決定者が使用するセグメント利益又は損失の測定値中にそれらが含まれている場合にのみ、報告するセグメント利益又は損失の決定に含めなければならない。同様に、最高経営意思決定者が使用するセグメント資産及び</p>	<p>【マネジメント・アプローチ】 (第 29 項) 報告される各セグメント項目の金額は、セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高経営意思決定者に報告される測定値でなければならない。企業の一般目的財務諸表の作成に当たって行った修正及び相殺消去額、並びに収益、費用及び利得又は損失の配分額は、最高経営意思決定者が使用するセグメント利益又は損失の測定値中にそれらが含まれている場合にのみ、報告するセグメント利益又は損失の決定に含めなければならない。同様に、最高経営意思決定者が使用するセグメント資産及び</p>

No	セグメント情報等の開示に関する会計基準	IFRS 第 8 号 事業セグメント	SFAS 第 131 号 企業のセグメント及び関連する情報の開示
	<p>(1) 企業の組織構造、すなわち、最高経営意思決定機関が経営上の意思決定を行い、また、企業の業績を評価するために使用する事業部、部門、子会社又は他の内部単位に対応する企業の構成単位に関する情報を提供すること</p> <p>(2) 最高経営意思決定機関が業績を評価するために使用する報告において、特定の金額を配分している場合にのみ、当該金額を構成単位に配分すること</p> <p>(3) セグメント情報を作成するために採用する会計方針は、最高経営意思決定機関が資源を配分し、業績を評価するための報告の中で使用するものと同じにすること</p> <p>(第 50 項) 当委員会は、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の長所（第 47 項参照）と短所（第 48 項参照）を比較検討した結果、財務諸表利用者が経営者の視点で企業を理解できる情報を財務諸表に開示することによって、財務諸表利用者の意思決定により有用な情報を提供できると判断し、我が国のセグメント情報開示にマネジメント・アプローチを導入することとした。</p>	<p>セグメント負債の測定値中に含まれている資産及び負債のみを、当該セグメントとして報告しなければならない。ある金額を報告したセグメント利益若しくは損失又は資産若しくは負債に配分する場合には、当該金額を合理的な基準に従って配分しなければならない。</p> <p>(第 26 項) セグメント業績を測定し、資源をいかに配分すべきかの意思決定を行うに当たり、最高経営意思決定者が事業セグメント利益又は損失及びセグメント資産又はセグメント負債の 1 測定値のみを使用している場合には、セグメント利益又は損失並びに資産及び負債は当該測定値によって報告しなければならない。最高経営意思決定者が事業セグメント利益又は損失及びセグメント資産又はセグメント負債の複数の測定値を使用する場合には、報告される測定値は、企業の財務諸表中の対応金額を測定するために使用するものと最も整合する測定原則に従って決定し</p>	<p>産の測定値中に含まれている資産のみを、当該セグメントとして報告しなければならない。ある金額を報告したセグメント利益若しくは損失又は資産に配分する場合には、当該金額を合理的な基準に従って配分しなければならない。</p> <p>(第 30 項) セグメント業績を測定し、資源をいかに配分すべきかの意思決定を行うに当たり、最高経営意思決定者がセグメント利益又は損失の 1 測定値のみ及びセグメント資産の 1 測定値のみを使用している場合には、セグメント利益又は損失及び資産は当該測定値によって報告しなければならない。最高経営意思決定者がセグメント利益又は損失の複数の測定値及びセグメント資産の複数の測定値を使用する場合には、報告される測定値は、企業の連結財務諸表中の対応金額を測定するために使用するものと最も整合する測定原則に従って決定したと経営者が考えるものでなければならない。</p>

No	セグメント情報等の開示に関する会計基準	IFRS 第 8 号 事業セグメント	SFAS 第 131 号 企業のセグメント及び関連する情報の開示
		たと経営者が考えるものでなければ ならない。	
②	<p>【量的基準】 (第 16 項) ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及びセグメント情報に与える影響を開示しなければならない。</p> <p>(第 76 項) 事業セグメントの量的な重要性が変化した結果、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及びセグメント情報に与える影響を開示するものとした。この場合、前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示することも考えられる。</p>	<p>【量的基準】 (第 18 項) 量的基準のため、ある事業セグメントを当期に報告セグメントとして識別する場合には、当該セグメントが前期に第 13 項の報告すべき基準を満たさなかった場合でも、必要な情報が入手できず、それを作成する費用が過大であると見込まれない限り、比較目的で表示する前期のセグメント資料を再表示して、この新たに報告セグメントを一個の独立したセグメントとして反映させなければならない。</p>	<p>【量的基準値】 (第 23 項) 量的基準値のため、ある事業セグメントを当期に報告すべきセグメントとして識別する場合には、当該セグメントが前期中に第 18 項中の報告すべき基準を満たさなかった場合でも、そうすること事実上不可能でない限り、比較目的で表示する前期のセグメント資料を再表示して、この新たに報告すべきセグメントを一個の独立したセグメントとして反映させなければならない。本基準書の目的上、必要な情報が入手できず、それを作成する費用が過大であると見込まれる場合には、情報を表示することが実務上不可能であるとみなす。</p>
③	<p>【組織変更等によるセグメントの区分方法の変更】 (第 27 項) 企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の</p>	<p>【以前に報告した情報の再表示】 (第 29 項) 企業が、その報告セグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構</p>	<p>【以前に報告した情報の再表示】 (第 34 項) 企業が、その報告すべきセグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織</p>

No	セグメント情報等の開示に関する会計基準	IFRS 第 8 号 事業セグメント	SFAS 第 131 号 企業のセグメント及び関連する情報の開示
	<p>区分方法により作り直した情報を開示するものとする。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合（本会計基準では、必要な情報の入手が困難であって、当該情報を作成するために過度の負担を要する場合には、実務上困難なものとする。以下同じ。）には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができる。</p> <p>（第 28 項）前項の開示を行うことが実務上困難な場合には、当該開示に代えて、当該開示を行うことが実務上困難な旨及びその理由を記載しなければならない。また、前項の開示は、セグメント情報に開示するすべての項目について記載するものとするが、一部の項目について記載することが実務上困難な場合は、その旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>（第 88 項）本会計基準では、企業の組織構造の変更等により報告セグメントを変更する場合には、事実の変化によるセグメントの区分方法の変更として取り扱い、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示するものとするが、後者を開示することが実務上困難な場合には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができるとしている（第 27 項参照）。ただし、企業が従来とは</p>	<p>造を変更した場合には、情報が入手不能でない又はそれを作成する費用が高すぎない限り、中間期間を含む、変更前の期間について対応する情報を再表示しなければならない。情報が入手不能か又はそれを作成する費用が高すぎるかどうかの決定は、個々の開示項目で行う。報告セグメントの構成の変更に伴い、企業は変更前の期間のセグメント情報の対応項目を再表示したか否かを開示しなければならない。</p> <p>（第 30 項）企業が、その報告セグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合で、中間期間を含む、変更前の期間のセグメント情報を当該変更を反映して再表示しない場合には、企業は、当該変更の発生した年度に、必要な情報が入手不能でない又はそれを作成する費用が高すぎない限り、セグメントの分割に使用した古い基準と新しい基準の双方によって当期のセグメント情報を</p>	<p>の構造を変更した場合には、実務上不可能でない限り、中間期間を含む変更前の期間について対応する情報を再表示しなければならない。したがって、企業は、実務上再表示できる個々の開示項目を再表示しなければならない。ただし、実務上再表示できない個別項目があれば、それを再表示する必要はない。報告すべきセグメントの構成の変更に伴い、企業は変更前の期間のセグメント情報の対応項目を再表示したか否かを開示しなければならない。</p> <p>（第 35 項）企業が、その報告すべきセグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合で、中間期間を含む変更前の期間のセグメント情報を当該変更を反映して再表示しない場合には、企業は、当該変更の発生した年度中に、実務上不可能でない限り、セグメントの分割に使用した古い基準と新しい基準の双方によって当期のセグメント情報を開示</p>

No	セグメント情報等の開示に関する会計基準	IFRS 第 8 号 事業セグメント	SFAS 第 131 号 企業のセグメント及び関連する情報の開示
	大きく異なる組織体制を採用した場合のように、当該情報を開示することが実務上困難な場合もあると考えられる。このような場合、本会計基準では、当該情報に代えて、その旨及びその理由を開示することとした（第 28 項参照）。	開示しなければならない。	しなければならない。
④	<p>【事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更】 （第 24 項）企業は、第 19 項から第 22 項に基づいて開示する項目の測定方法について開示しなければならない。なお、企業は、少なくとも次の事項を開示しなければならない。 （中略） （5）事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響</p> <p>（第 86 項）事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合、当該変更がセグメント情報に与える影響を開示することとされているが（第 24 項(5)参照）、測定方法の変更がセグメント情報に重要な影響を与えるときには、前年度のセグメント情報との比較可能性を確保する観点から、測定方法の変更による影響額そのものを開示する方法に代えて、前年度のセグメント情報を当年度の事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に基づき作り直した情報を開示することにより、</p>	<p>【測定】 （第 27 項）企業は報告すべき各セグメントのセグメント利益又は損失並びにセグメント資産及びセグメント負債の測定値について説明を行わなければならない。企業は最低限、以下の開示を行わなければならない。（中略） （e）報告したセグメント利益又は損失を決定するために使用した測定方法を前の期間に採用した方法から変更した時は、その性質、及び当該変更がセグメント利益又は損失の測定値に与えた影響があればその金額 （以下略）</p>	<p>【測定】 （第31項）企業は報告すべき各セグメントのセグメント利益又は損失及びセグメント資産の測定値について説明を行わなければならない。企業は最低限、以下の開示を行わなければならない。（中略） （d）報告したセグメント利益又は損失を決定するために使用した測定方法を前の期間に採用した方法から変更した時はその性格、及び当該変更がセグメント利益又は損失の測定値に与えた影響があればその金額 （以下略）</p>

No	セグメント情報等の開示に関する会計基準	IFRS 第 8 号 事業セグメント	SFAS 第 131 号 企業のセグメント及び関連する情報の開示
	<p>その影響を開示することが望ましい。なお、事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更は、会計方針の変更として取り扱わないことに留意する必要がある。これは、財務諸表における会計方針の変更に伴って事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更した場合であっても同様である。</p>		
⑤	<p>【差異に関する事項】 （第 25 項）企業は、次の項目について、その差異調整に関する事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 報告セグメントの売上高の合計額と損益計算書の売上高計上額</p> <p>(2) 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と損益計算書の利益（又は損失）計上額</p> <p>(3) 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額</p> <p>(4) 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額</p> <p>(5) その他の開示される各項目について、報告セグメントの合計額とその対応する科目の財務諸表計上額</p> <p>重要な調整事項がある場合、企業は当該事項を個別に記載しなければならない。例えば、報告セグメントの利益（又は損失）を算定するにあたって採用した会計処理の方法が財務諸表の作成上採用した方法と異なる。</p>	<p>【調整項目】 （第 28 項）企業は、下記のすべてについて調整表を提供しなければならない。</p> <p>(a) 報告セグメントの収益合計額と企業の収益。</p> <p>(b) 報告セグメント利益又は損失の測定値の合計額と、企業の法人所得税費用（法人所得税収益）及び廃止事業前の利益又は損失。ただし、企業が法人所得税費用（法人所得税収益）などのような項目をセグメントに配分している場合には、企業はセグメント利益又は損失の測定値の合計額と当該項目控除後の企業の利益又は損失とを調整することができる。</p>	<p>【調整項目】 （第32項）企業は、下記のすべてについて調整表を提供しなければならない。</p> <p>(a) 報告すべきセグメントの収益合計額と企業の連結収益</p> <p>(b) 報告すべきセグメント利益又は損失の測定値の合計額と、企業の法人所得税、異常項目、非継続事業及び会計上の変更による累積的影響額前の連結利益。ただし、企業が法人所得税及び異常項目などのような項目をセグメントに配分している場合には、企業はセグメント利益又は損失の測定値の合計額と当該項目控除後の連結利益とを調整するよう選択することができる。</p> <p>(c) 報告すべきセグメント資産の合計額と企業の連結資産。</p> <p>(d) その他の開示された情報で重</p>

No	セグメント情報等の開示に関する会計基準	IFRS 第 8 号 事業セグメント	SFAS 第 131 号 企業のセグメント及び関連する情報の開示
	<p>っている場合、その重要な差異は、すべて個別に記載しなければならない。</p>	<p>(c) 報告セグメント資産の合計額と企業の資産。</p> <p>(d) 第 23 項(開示項目)に従ってセグメント負債が報告される場合、報告セグメント負債の合計額と企業の負債。</p> <p>(e) その他の開示された情報で重要なすべての項目について、報告セグメントの金額の合計額と対応する企業の金額。</p> <p>すべての重要な調整項目は個別に識別して記載しなければならない。例えば、異なる会計方針により、企業の利益又は損失として報告セグメントの利益又は損失を調整するための重要な修正金額は、すべて個別に識別して記載しなければならない。</p>	<p>要なすべての項目について、報告すべきセグメントの金額の合計額と対応する連結金額。例えば、企業はその報告すべきセグメントについて負債を開示するよう選択することができる。その場合で、セグメント負債が重要である場合には、企業は、各セグメントについて報告すべきセグメント負債の合計額と企業の連結負債を調整するであろう。</p> <p>すべての重要な調整項目は個別に識別して記載しなければならない。例えば、セグメント利益又は損失を決定するに当たって使用した会計処理の方法を企業の連結金額に調整するための重要な修正額は、すべて個別に識別して記載しなければならない。</p>

以上